

平成26年 第6回定例会

# 横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成26年12月9日

横 瀬 町 議 会

平成26年 横瀬町議会会議録  
第6回定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月9日(火)	
○開 会	6
○開 議	6
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○一般質問	14
3 番 内 藤 純 夫 議 員	14
4 番 大 野 伸 恵 議 員	19
○報告第5号の上程、説明、質疑	25
・報告第5号 横瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画について	
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
・議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度横瀬町一般会計補正予算(第4号))	
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
・議案第51号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
・議案第52号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
・議案第53号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算(第5号)	
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
・議案第54号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
・議案第55号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	

○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
・議案第56号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第2号)	
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
・議案第57号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第2号)	
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
・議案第58号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算(第2号)	
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
・議案第59号 町道の路線の変更について	
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
・議案第60号 町道の路線の認定について	
○請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	43
・請願第2号 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願	
○日程の追加	46
○議長の辞職について	46
○日程の追加	47
○議長選挙	47
○議長就任のあいさつ	49
○前議長退任のあいさつ	49
○日程の追加	50
○秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙	50
○秩父広域市町村圏組合議会議員就任のあいさつ	52
○町長あいさつ	52
○閉会中の継続審査の申し出	52
○閉会	53

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第86号

平成26年第6回横瀬町議会定例会を、平成26年12月9日横瀬町役場に招集する。

平成26年12月2日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	富	田	能	成	議員	2 番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3 番	内	藤	純	夫	議員	4 番	大	野	伸	惠		議員	
5 番	若	林	想	一	郎	議員	6 番	赤	岩	森	夫	議員	
7 番	町	田	勇	佐	久	議員	8 番	若	林	ス	ミ	子	議員
9 番	関	根			修	議員	10 番	小	泉	初	男	議員	
11 番	若	林	新	一	郎	議員	12 番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

## 平成26年第6回横瀬町議会定例会 第1日

平成26年12月9日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

3 番 内 藤 純 夫 議員

4 番 大 野 伸 恵 議員

1、報告第 5 号 横瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画についての上程、説明、質疑

1、議案第 5 0 号 専決処分承認を求めることについて（平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第4号））の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 1 号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 2 号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 3 号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 4 号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 5 号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 6 号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 7 号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 8 号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 9 号 町道の路線の変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 0 号 町道の路線の認定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、請願第 2 号 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願の上程、説明、

質疑、委員会付託

- 1、日程の追加
- 1、議長の辞職について
- 1、選挙第 2号 議長の選挙
- 1、議長就任のあいさつ
- 1、前議長退任のあいさつ
- 1、日程の追加
- 1、選挙第 3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員就任のあいさつ
- 1、町長あいさつ
- 1、閉会中の継続審査の申し出
- 1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	村越和昭	会計 管理者
大野雅弘	まち経営 課長	柳健一	総務課長
島田公男	税務課長	小泉源太郎	いきいき 町民課長
大場紀彦	健康づく り課長	小泉明彦	保育所長 兼 児童館長
高野直政	振興課長	町田多	建設課長
町田文利	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	逸見雅彦	書記
-----	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○関根 修議長 皆さん、おはようございます。

平成26年第6回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、小泉初男議員から遅刻する旨の通告がございました。

ただいま、11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○関根 修議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○関根 修議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。

本日は、横瀬町議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

早いもので師走に入り、ことしも残すところあとわずかになってまいりました。ことしを振り返りますと、2月の大雪、7月は長野県南木曾町の土砂災害、8月には広島県で大雨による土砂災害、そして9月には御嶽山が噴火するなど、日本各地で大きな災害が多発した1年でありました。

国会におきましても、年末が近づく中大きな動きがありました。解散前の国会において人口減少に歯どめをかけ、東京への一極集中を是正するため、出産や育児をしやすい環境づくりや地方での雇用創出を進めることを基本理念に掲げた、まち・ひと・しごと創生法と改正地域再生法が成立しました。

その2日前の11月19日に東京都内で開かれた全国町村長大会で安倍首相は、地方創生は私の使命だ。知恵は現場にあり、地方の言うことに耳を傾けると発言し、人口減少克服や地域経済活性化などの地方創生に力強く取り組む姿勢を強調されていきました。このような中、突然の衆議院の解散であり、地方創生に対する具体策がなかなか見えてこないところであります。

さて、本町におきましては、10月1日に横瀬町合併60周年、町制施行30周年記念式典をとり行い、これを機にさらに協働の意識を高め、町民が一体となって「緑と風が奏でる ころ和むまち」をつくる取り組みを進めることとしました。

また、10月20日には、昨年に続き個人住民税の確保で優秀な成果を上げたことにより、埼玉県知事から

納税率部門第3位の表彰を受けました。これもひとえに町民の皆様のご理解とご協力のもと、納税意識の高揚に努めた功績が認められたものであります。そして、職員の地道な努力の積み重ねと感謝しております。今年度からは、コンビニ収納を開始いたしました。今後とも町民の利便性を高め、納期限内納付を促進し、納税率の向上に努めてまいります。

次に、10月1日から開始しました従来の個人設置型補助事業を改め、町が浄化槽の設置、維持管理を行う浄化槽設置管理事業であります。また利用者が少ない状況ではありますが、引き続き利用促進を図ってまいります。

本年1月にオープンした芦ヶ久保の水柱は、来年1月の開催に合わせライトアップを計画しております。ことしの来場者を超える入場者を大いに期待しております。

また、第5次総合振興計画後期基本計画の策定作業は順調に進んでおります。行政経営審議会委員の皆様とも十分に意見交換を行い、策定してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日提案いたします議案は、報告1件、専決処分の承認を求めること1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、補正予算6件、町道の路線の変更1件、町道の路線の認定1件でございます。

ご審議を賜りまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

最後に、新聞報道等におきまして既にお聞き及びのことと存じますが、私は今期限りで引退することといたしました。私ごとではあります。この場をおかりいたしましてご報告させていただきます。

○**関根 修議長** 以上で町長のあいさつを終わります。

---

◇

◎議事日程の報告

○**関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○**関根 修議長** 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

6番 赤 岩 森 夫 議員

7番 町 田 勇佐久 議員

8番 若 林 スミ子 議員

以上3名の方をお願いいたします。

◎会期の決定

○関根 修議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長、7番、町田勇佐久議員。

〔町田勇佐久議会運営委員長登壇〕

○町田勇佐久議会運営委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、過日開催されました議会運営委員会についてご報告申し上げます。

当委員会は、12月2日13時30分より、301会議室において開催し、出席者は委員全員、議長、事務局長、書記でございます。

12月定例会に提案が予定されている議案件数、議案内容等について事務局長より説明をいただき、検討いたしました。

その結果、本定例会の会期につきましては、本日12月9日、1日と決定いたしました。

お手元に配付されている書面のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○関根 修議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日9日の1日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は1日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○関根 修議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成26年第4回定例会において可決された手話言語法制定を求める意見書につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣に提出しておきましたので、ご報告いたします。

次に、9月定例会以降に受理いたしました請願、陳情につきましては、お手元に請願文書表、陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、9月定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきまして、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成26年9月から11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに平成26年度定例監査等の結果報告が提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 皆さん、おはようございます。議長のご指名をいただきましたので、直近3カ月の例月出納検査と毎年10月に実施しております定例監査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に報告書類の写しが配付されていると思いますので、ご参照いただければと存じます。

例月出納検査は、平成26年9月24日、10月22日、11月20日に地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告したものでございます。検査の対象は、平成26年度一般会計と5つの特別会計並びに水道事業会計にかかわる歳入歳出現金出納状況でございます。検査の方法は従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合し正確に処理されており、係数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘や気づき事項につきましては、検査の過程でそれぞれ触れておきましたので、ここでは省略させていただきます。その他、特に問題とすべき事項はございません。

なお、平成26年10月31日現在の一般会計にかかわる現金預金残高は1億9,413万5,005円であります。水道事業会計は2億4,473万7,338円であることを確認いたしました。

また、10月22日には水道課の貯蔵品棚卸しをあわせて実査しましたことを申し上げます。

次に、定例監査について申し上げます。今年度は、10月28日及び31日の2日間で実施いたしました。監査結果につきましては、11月21日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき、横瀬町役場掲示板に告示し、公表したものであります。

今回の監査対象は、執行部として保育所、町民会館、公民館、図書館、歴史民俗資料館、学校給食調理場、横瀬中学校、水質管理センターを対象といたしました。また補助団体等では、横瀬町社会福祉協議会と果樹公園あしがくぼ及びこれを所管している健康づくり課及び振興課でございます。監査内容は、財務に関する事務の執行管理を主体として、業務全般を提出資料及びヒアリングで実施いたしました。また、前回監査で手続上望ましいとした事項につきまして、その後の措置の確認をいたしました。あわせて下水道工事事務の抽出監査も行いました。

監査結果の概要を申し上げます。監査の対象とした施設等及び補助団体等における財務に関する事務の執行管理等は、おおむね良好に執行されているものと認められ、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、監査の過程で軽易な事項につきましては、気づきや参考意見として都度申し上げましたので、ここでは省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○関根 修議長 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告の説明を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長、8番、若林スミ子議員。

〔若林スミ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○若林スミ子総務文教厚生常任委員会委員長 議長のご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

開催日時、平成26年11月27日木曜午前10時。場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員5名、欠席1名、執行部11名、事務局2名。

会議録署名委員の指名は、関根修委員、内藤純夫委員。

審査事件、1、委員会付託案件、陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書。2、教育委員会報告。3、その他。

審査経過、1、委員会付託案件について、所得税法第56条について税務課長より説明を受けました。

2、教育委員会報告について。教育長より教育委員会報告に基づき報告がございました。この件につきましては、議員の皆様のお手元に配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。教育次長より学校給食の調理業務の民間委託について説明を受けました。

3、その他。各課長より本定例会に提出される議案案件等の説明がございました。

まとめといたしまして、1、委員会付託案件について。当委員会といたしましては、継続審査とすることといたしました。

2、教育委員会報告について。当委員会としては、説明を受けたということにまとめさせていただきます。

3、その他の件については、当委員会としては、これらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

上記のとおり報告いたします。

平成26年12月8日、総務文教厚生常任委員会委員長、若林スミ子。

○関根 修議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長、6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員会委員長登壇〕

○赤岩森夫産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成26年11月27日木曜日午後2時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、執行部5名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、(1)、大雪による被災農業者への支援状況について。(2)、その他。審査事件等終了後、おきうね農園の現地視察。

執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を若林新一郎委員、町田勇佐久委員の両名をお願いをいたしました。

審査経過・まとめ。1、所管事務調査、(1)、大雪による被災農業者への支援状況について、振興課長より資料に基づき報告、説明を受けました。

(1)、大雪による被災農業者への支援状況について、1)、経営体育成支援事業(国、県、町による被災農業者への支援事業)。平成26年2月の大雪により被災した農業ハウス等の解体撤去、復旧に必要な経

費の一部を助成し、被災農業者への営農再開を支援するものです。横瀬町において、大雪により農業用施設等に被害を受け、営農再開に向け、当該支援事業の対象となっている農業者、大字横瀬地区23名、大字芦ヶ久保地区7名。

①、支援対策を受けている内容。施設の解体撤去、補助率、国2分の1、県4分の1、町4分の1。施設の再建補助率、国2分の1、県5分の1、町5分の1、9割補助でございます。

イ、被災施設の解体撤去のみ申請している農業者9名。被災面積1,862平方メートル（解体撤去後の農地について）露地栽培等による営農の継続をしていくことが条件になっております。

ロ、被災施設の解体撤去及び再建を申請している農業者23名、被災面積2万1,248平方メートル。

②、支援対策の進捗状況、11月27日現在。

イ、被災施設解体撤去のみを申請している農業者9名、解体撤去を全て終了しています。

ロ、再編が全て終了3名（544平方メートル）。再建が一部終了4名（1万1,123平方メートル）。

2）、農業災害対策特別措置事業、県、町による被災農業者への支援事業、横瀬町において大雪により農産物に被害を受け、農業生産力の維持、農業経営の安定に向け、当該支援事業の対象となっている農業者、大字横瀬地区9名、大字芦ヶ久保地区4名。

①、支援事業を受けている内容。県の補助金2分の1、町の補助金2分の1（被害率30%以上の圃場が対象）。きゅうり、トマト、イチゴの被害に対し、補助金申請をしている農業者13名、被災面積1万9,378平方メートル。

②、支援対策の進捗状況。11月27日現在、当該補助金について、県と町の規定により、補助制度であり、平成26年10月23日付で埼玉県へ全ての農業者にかかわる補助金を申請中。平成26年12月末までに農産物の被害を受けた各農業者へ補助金を交付できる見込み。

以上について、詳細に報告、説明を受け、質疑応答を行いました。

まとめ、当委員会としては大雪による被災農業者への支援状況について説明を受けたということで、まとめといたしました。

(2)、その他について。執行部から12月定例会提出案件の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

審査終了後、おきうね農園の視察を実施いたし、復旧したハウスにて経営者と担当者による説明を受けました。出席者、委員6名、執行部4名、事務局2名参加をいたしました。

以上で報告を終わります。

○**関根 修議長** 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** 議長の指名をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会報告を行わせていただきます。

全員協議会。平成26年9月26日、1時半から2時半。秩父クリーンセンター。協議会内容、新火葬場建設事業実施設計について。

秩父広域組合議会臨時会。平成26年10月15日、午前10時から10時半。秩父クリーンセンター。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部。

議事、1、会議録署名議員の指名。2、会期の決定、1日。3、管理者提出議案の報告。4、議案提出及び審議。議案第15号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）。主なもの、新火葬場建設に係る工事費、実施計画積算金額を24億5,033万円に増額（労務単価、資材高騰等により、当初予算計上した基本計画概算額より6億4,908万円の増額）。平成26年度割額1億2,719万円、平成27年割額22億1,630万2,000円、平成28年度年割額1億4,377万8,000円。

全員協議会。平成26年10月15日、臨時議会終了後。協議会内容、新火葬場建設事業の負担区分について、特別委員会の設置について。

秩父広域組合議会定例会。開催日時、平成26年11月12日、午前10時から12時。秩父クリーンセンター。出席者、議員15名、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部。

議事、1、会議録署名議員の指名。2、会期の決定、1日。3、諸報告。4、管理者提出議案の報告。5、一般質問。浅海忠議員（秩父市）。①、大雪災害で発生した瓦れき（廃棄物）の処理状況について。②、水道広域化に向けた対応と進捗状況について。③、消防職員の定数について。

6、議案第16号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について。概要、歳入50億7,212万3,000円、歳出46億4,153万2,000円、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事、消防南分署建設工事、消防救急デジタル無線整備工事などにより、前年比、歳入16億4,792万円、歳出14億9,394万6,000円の増額決算、全員賛成により認定。

7、議案第17号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）。概要、歳入歳出それぞれ1億744万3,000円の増額補正し、補正後予算額を42億1,911万4,000円とするもの。平成25年度決算確定に伴う繰越金の増額補正等によるもの、全員賛成により原案のとおり可決。

8、議案第18号 財産の取得について。概要、管外転院搬送用救急自動車を2,440万8,000円（税込み）で取得、全員賛成により原案のとおり決定。

9、議案第19号 火葬場の新築に要する費用の負担について。概要、1市4町の費用負担割合を均等割20%、直近の国勢調査人口による人口割80%とすること。工事負担費24億5,033万円に管理委託料を加えた総事業費24億8,727万円のうち基金拠出分を除いた負担金合計額16億9,483万円（ただし地方債元利償還額も含む）のうち、横瀬町の負担金合計概算額は1億8,100万円（負担割合10.68%）、全員賛成により原案のとおり可決。

10、議員提出議案の報告。11、議員提出議案第1号 水道広域化調査特別委員会設置に関する決議。概要、8名の委員から構成される水道広域化調査特別委員会を設置され、互選により委員長、落合芳樹議員、秩父市、副委員長、黒澤光司議員、小鹿野町が選出されました。

上記のとおり報告いたします。

平成26年12月8日、秩父広域市町村圏組合議会議員、若林スミ子、富田能成。

○**関根 修議長** 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がありましたら、お受けいたします。

質疑はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいま広域議会の報告の中で、11月の定例会の中でちょっと教えてもらいたいのがありますが、浅海忠議員が一般質問した中で、広域の水道化に向けた対応と進捗状況について質問なされたようですが、この点につきましてどのような報告が答弁がなされたか、お聞かせをいただきたいと思います。

なお、それにちなみまして、議員提出で特別委員会を設置をするということなのですが、この水道広域化につきましては、当然将来的には広域のほうで対応するということになるかと思いますが、今定住自立圏構想の中でこの関係が進められております。どのような趣旨でこの特別委員会が設置されたのか、その辺の経緯についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○8番 若林スミ子議員 12番、若林清平議員の質問にお答えいたします。

一般質問の浅海忠議員の水道事業の答弁ですけれども、一応市議会でも水道事業特別委員会で岩手県の中部とかを浅海議員も視察されたようです。それで説明があったのですけれども、職員の採用、そして上部団体がいわゆる片道切符の転籍で公募したりしておりますので、例えば当水道が広域になった場合に、職員がそういう採用が、転職されるかどうか、そういう職員の扱いについて質問がされ、答弁としては今回視察した、公募などをして、意欲のある職員もいらっしゃいますので、職員についてはそのように考えていきたいというような答弁でございました。

あと1点、特別委員会をなぜ選出したのかということですが、やはり広域の議員で、全員ですと16名ですが、その中から、各市のほうから半分の4名、町のほうからの半分の4名、合わせて8名を選出し、各市町の状況等を把握してきて、特別委員会の中でしっかりまた進めていきたいという意味で特別委員会の設置をいたしました。そのような状況でございます。

○関根 修議長 他に質疑ございませんか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 浅海議員の質問の内容につきましては、おおよそわかりましたけれども、特別委員会を広域の議会の中に設置するということは、もう既に水道の広域化が広域の所掌事務になっている、そういう認識のもとでつくられたのか、そうでなく特別委員会で調査研究をしていくという、そういうことなのか、その辺がちょっとよくわからないのです。まだ最終的に広域でこの水道の関係を扱うということに決まっていないうちからそういった特別委員会で調査研究することが果たしていいのかどうか、その辺がちょっと疑問なのですが、その辺を広域の議会ではどんなふう議論されたのか、お聞かせ願いたいと思うのです。

そして、これは定住自立圏構想の中で協定に基づいて進めてきている問題ですけれども、これは各市町の議会が賛成をしていかないと進まない問題ではないかというふうに思うのですが、その点の取り扱いはどうなっているのか、その辺もちょっと非常に疑問に思っているのですけれども、それらのことでわかる範囲でお答えいただければと思います。

○**関根 修議長** 8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** 12番、若林清平議員の質問にお答えします。

その点につきましては、少しお時間をいただきましてまた答弁をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○**関根 修議長** 暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** 恐れ入ります。ただいまの12番、若林清平議員の質問ですが、特別委員会を設置することにつきましては、議員全体の中で特に議論等はされませんでした。広域になっていくのは、かなりまた時間がかかると思いますが、しっかりと代表を選んで、まとめていこうということで今回設置された経緯があるだけでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○**関根 修議長** 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は2名です。

一般質問に際しては、質問、答弁ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明いたします。一般質問者は、最初に演壇にて全ての質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で行いますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○**3番 内藤純夫議員** 3番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

質問に入る前に、少々お時間をいただきまして、加藤町長に一言お礼を申し上げます。先日新聞各紙に、後任に道を譲る旨の発言をされ、町長選への不出馬を表明されました。私は、加藤町長の堅実な町の運営に感銘を受け、少しでも町の役に立ちたいと思い議員になりましたが、1期も終わらないうちに町長が引退なされるとは思いもしませんでした。まだまだ元気で気力も充実している中でのご勇退は、まことに残念であります。

加藤町長におかれましては、4期16年間町政を担っていただきました。国が市町村合併を推進している中、単独のまちづくりを選択し、行財政改革を推進するとともに、道の駅あしがくぼのオープンや下水道の供用開始を行いました。そのほか記憶に残る事業といたしまして、事例の少ない木造校舎の耐震改修や町道の新設、歩道の設置、コミュニティバスの運行などがありますが、寺坂棚田や兵ノ沢の氷柱への取り組みは、まさに町民と向き合ってきた施策であり、町長が進めてきた協働のまちづくりの一つの形として花が開き、町が輝いてきたと感じております。

加藤町長の在任中の議会は、今議会が最後となりますので、この場をおかりして長年にわたる多大な功績とご労苦に対しまして、心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

また、通告にはございませんが、4期16年のご感想がございましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、質問1の地方創生に対する質問をさせていただきます。国の言葉をかりれば、地方創生とは人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かし、自立的で持続的な社会を創生することですが、その施策の内容は、地方における人口減少を抑制するとともに、地域経済の活性化対策に取り組むというものです。同様な事業として多くの方々が記憶に残るのは、25年ほど前に竹下内閣が実施したふるさと創生1億円事業だと思います。これは、各市町村に対して使い道を指定せず、一律に1億円を支給するというものでした。しかしながら、1億円を交付された自治体の多くがお金の使い方がわからず、ふるさと創生という目的を達成できなかったという話を聞いています。

そこで伺いますが、安倍内閣が行う地方創生に対する町の対応についてですが、国では交付金を配分するに当たって、地方からの提案が人口維持などへの直接効果があるかどうかを点検するとのこと。これに対して、横瀬町として国が設定したハードルをクリアし、是が非でもこの交付金を獲得して、町の将来の発展につなげていく必要があると思います。この地方創生に対して、国からはどんなスケジュールを示されているのか。また、現在町はどのような考えでいるのかお聞きしたいと思います。

2の地方庁舎の管理についての質問でございますが、役場内ではパンの販売等さまざまな営業活動が行われていますが、このような営業を行うに当たりどのような手続が必要か、またその営業を認めるに当たり、要件となる事項はどのようなことかお答え願います。

そのほかパンフレット等による車や商品のセールス、保険の勧誘等が考えられますが、これから営業活動はどのような範囲で認められるのかお伺いいたします。

以上でございます。

○関根 修議長 3番、内藤純夫議員の質問1、地方創生に対する対応についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは質問事項1、地方創生に対する対応について答弁させていただきます。

要旨明細1、国からどのようなスケジュールを示されているのかでございますが、平成26年9月12日にまち・ひと・しごと創生本部において基本方針を決定し、基本目標が次のとおり掲げられております。地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。そのために国民が安心して働き、希望どおり結婚し、子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少、超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取り組みの延長線上にはない、次元の異なる大胆な政策を中長期的な観点から確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく、このような基本目標が掲げられております。

この目標を達成するため、人口の現状と将来展望を示す長期ビジョン、そしてこの長期ビジョンをもとに、政府の施策の方向性を提示するまち・ひと・しごと創生総合戦略、略して総合戦略でございますが、5年間を見込んで、この年内に決定することとなっております。衆議院選挙の影響等があるかと思いますが、今のところおくれるという情報はありません。

国の長期ビジョンと総合戦略を勘案しまして、県や市町村は地方の人口ビジョン、そしてまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画、略して地方版の総合戦略ですが、この計画を平成27年度中に策定することになります。また、この策定に際しての留意事項につきましては、今後国から示されることとなっております。

続いて、要旨明細の2、町はどのように考えているのかでございますが、11月21日に成立しましたまち・ひと・しごと創生法でございますが、12月2日から施行されております。この法律第10条の規定に基づきまして、町の地方総合戦略をこれから策定されます国、また県の総合戦略を勘案して策定いたします。将来人口を人口増減や社会増減の影響等を分析し、将来人口を推計するとともに、人口減少を少しでも食い止めるよう、地域を創生、活性化させるため、実情に応じた自主的な施策を検討するよう考えております。また、今年度後期基本計画を策定しているところでございます。

今後国から示されます留意事項等を留意しまして、基本計画と整合性を図り、計画を、地方版の総合戦略ですか、考えていきたいと思っております。

以上です。

○関根 修議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 私への質問でございますが、まだ任期を残しておりますので、まだ考えが全てまとまっておりませんが、今思っている気持ちをお伝えをしたいというふうに思います。

まず、地方創生の関係でございますけれども、今担当からご説明をさせていただきました。今後町が主体性を持ったまちづくりをするところには、政府が簡単に言えば面倒を見てくれるというようなことだろうと思っておりますけれども、私も4期16年をかけまして、いわゆる職員の育成に努めてきたつもりでございます。どちらかといえば、地方公務員というのは受動的な受け身の姿勢というのをとりがちな感じがいたしましたので、私は初歩から始めさせていただきました。一番最初取り組みましたのは、職員同士のあいさ

つを励行することという、学校でも同じようですけども、そこから始めさせていただきました。16年もかかりましたけれども、かなり能動的に動ける職員というのが各課には行き渡ったのかなというのが今の現状でございます。ですから、今の国の政策でございます地方創生についても、横瀬町では能動的にこれ多用していける体制が完全に整ったとは言えませんけれども、整いつつあるという現状を認識しておりますので、この国の施策に対して対応していけるのではないかというふうに現在は思っております。

また、私の16年間の任期でございますけれども、過日、ちょっと話が脱線いたしますけれども、高倉健さんあるいは菅原文太さんという男を前面に出した有名な男優の方が逝去されました。私の町政がどうだったかということは、今後皆さんのご批判あるいはご批評に任せるといたしましても、私も男らしさということ余り感じないかもしれませんけれども、いわゆる芯の強さというのを前面に出して町政を行ってきたつもりでございます。これから、皆さんのいろんなご意見、ご批判等が出るのかと思っておりますけれども、私といたしましては、そういった女々しさをかなぐり捨てて、男らしさを出す町政に取り組んできたというふうに思っております。

○関根 修議長 再質問ございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 今の課長のあれですが、地方創生対策室とか役場の総力を挙げた取り組みが必要ではないかと考えますが、その点はどのようなお考えですか。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 まだどのようなところをどうやるかというようなことが決まったわけではないのですが、今例えば横瀬駅の操車場とか、周辺について西武さんからいろいろ話があったり、あるいは兎沢の左岸側、役場のすぐ向こうですが、いろんな計画の調査等をしております。

そういった中で、何が町にとって一番人口減対策として、あるいは町の活性化として何が一番大切かということを今後また煮詰めていかなければならないところですが、今内々では調査、研究をしております。また、実際に町の総合戦略を使わなくてはならないわけですが、そういったときには町の職員だけでなく、例えばそういった専門家、今国のほうにもそういった専門家の相談窓口をつくってもらえるような要請はしているのですが、そういった方々とか、あるいは西武の職員とか、あるいは県の職員とか、そういった人たちの協力も得ながら、よりよい総合戦略をつくっていきたいというふうな考えでおります。

以上です。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 今副町長から鉄道パークのお話が出ましたが、西武秩父線の存続なくして横瀬町の人口を維持することは困難であると考えますので、この西武秩父線の存続に対して課長はどのようなお考えを持っていらっしゃるでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたい。

○関根 修議長 再々質問の答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 横瀬町の人口維持にとって、西武秩父線の存続はなくてはならないというふうな認識を持っています。そういった中で、町の活性化においても西武秩父線の利用率が向上するとか、あるいは西武さんと一緒になって何か施設になるか、いろんな観光面の連携を深めるとか、いろんなことがあると思うのですが、先ほど申しましたように西武秩父線の存続ということ抜きには考えられないかなというふうと考えております。

以上です。

○関根 修議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、庁舎管理についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問事項2の庁舎管理について答弁をさせていただきます。

現在役場本庁の建物、敷地等管理については、庁舎管理規則に基づいて行っております。この規則第8条第2項には、庁舎において管理責任者の許可を得ないではいけない行為を定めております。うち今回の質問に関係することとして、第1号で物品を販売する行為、第2号で宣伝行為、第3号で勧誘行為について規定しております。よって、質問事項にある商品のセールス、保険の勧誘等については、総務課窓口において口頭で許可願をしてもらい、どのような行為をしたいのか、その内容を聞き取ることで許可、不許可を口頭でしております。

なお、許可とする行為の内容ですが、財産規則に定める行政財産の使用の許可に準じ、職員への福利厚生に資する者としております。また、許可をする上で特別なものを除き、その行為を行う時期を原則昼休みの時間帯とし、行為を行う場所はホール等共用部分とし、カウンター内事務室への出入りは禁止としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○関根 修議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 カウンターの中は入らないということでしたが、昔はよく議員さんなんかも無断で入っていったということを聞きまして、それで倫理条例をつくったというような話も聞きましたが、今はそういう方はいらっしゃらないかお聞きします。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 私の知っている限りでは、それはないというふうに理解しております。

以上でございます。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

○3番 内藤純夫議員 ありません。

○関根 修議長 以上で3番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時11分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○**関根 修議長** ただいま3番、内藤純夫議員の一般質問が終了いたしました。

次に、4番、大野伸恵議員の一般質問をお願いします。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○**4番 大野伸恵議員** ただいまご指名いただきました4番、大野でございます。先ほど加藤町長の辞意に対し、4期16年間の長きにわたり町政執行にご尽力をいただきましたこと敬意を表します。本当にご苦勞さまでございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問いたします。

まず、横瀬町職員研修の実態についてお聞きいたします。現在横瀬町役場庁舎内に、任期付短時間勤務職員、臨時職員などと一般職員が働いています。非常勤職員については保育関係と、調理員で募集してありましたので、それぞれの職場で働いていただいていると思います。しかし、我々町民にとって誰が一般職員で誰が臨時職員等であるのかわかりません。全員地方公務員との認識で接しています。そこで疑問に感じたのですが、役場内で仕事をしている人は全て地方公務員として認識していいのでしょうか。地方公務員であるなら、もちろん地方公務員法を遵守しなければならないし、そのための研修の機会を人事担当は与えているのでしょうか、お聞きいたします。

私も職員時代は、学校教育では学ぶことのない地方自治法や地方公務員法を研修することで公務員としての自覚を持つことができました。特に地方公務員法第30条からの服務関係の法律は、強く指導されてきたと感じています。全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。公僕であることを常に心にとめて仕事をするよう自覚させられました。第31条には服務の宣誓もありますが、一般職以外の職員も全員宣誓を実施しているのでしょうか。第32条は、法令及び上司の職務上の命令に従う義務がうたわれています。しかし、瑕疵ある命令には服することを要しないことも研修で学びました。

第33条は信用失意行為の禁止、第34条は秘密を守る義務です。第35条は職務に専念する義務ですが、ここで地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないことを認識しました。地方公共団体がすべき責を超える過度な個人や団体に対する住民サービスは、厳選、注意すべきという法律を知り、それが公平公正を欠く行為となることに気づかされ、認識を新たにすることを記憶しています。

第36条は政治的行為の制限ですが、これも単なる制限ではなく、地方公共団体の公正な運営を確保する

とともに、政治的圧力を加えられない立場にして、職員の利益を保護することを目的に解釈、運用されなければならないものであるという職員を守るためでもある法律であることを知り、感動したものです。それらの後に、7節として研修及び勤務成績の評定があり、研修が定められており、的確な評定の措置がうたわれています。

地方自治体の職員は、全体の奉仕者であるという意識を最初に学ぶ必要があると考えますが、その研修は就職後いつごろ実施しているのでしょうか、実態をお聞きいたします。

次に、質問2といたしまして、日本産木材の利用についてお聞きいたします。12月も突然選挙となりましたが、来年は選挙の年になります。選挙候補者ポスター掲示板を外国産の板ではなく、日本の木材を利用したものにしていただきたいのですが、現在の実態はどうでしょうか、お聞きいたします。

先日埼玉県林業助成団体で、千葉の木材加工会社の見学に行きました。そこでは、例えば横瀬町の木材を運送し、集成材を作成し、横瀬町独自の材として需要ができると教えていただきました。その会社の製品が埼玉県産材を利用した埼玉農業大学校の新校舎になっているとも聞いてきました。先日我々議員で武甲山の町造林を視察しましたが、私たち町民にとって町造林はとても遠い存在に感じていました。しかし、その町造林の木材が集成材となって目に見えるようになれば、そして町のつくる建物、例えば町民会館前の野外音楽施設などに利用したなら、身近に感じるができると思いました。もちろん金額的には高くなるかもしれませんが、それ以上の効果が期待できるのではないのでしょうか。基本構想にも基本計画にも林業の振興がうたわれ、森林の持つ大きな効用が言われていますが、安くて採算がとれないと、ため息だけで終わってしまっています。

地元の製材関係者に聞きましたら、集成材よりもっと有効な利用方法もあると言われました。カスケード利用というのだそうですが、日本の木を一番よいものから、神社、住宅、いろいろな台や塀、最後にチップにして紙やベニヤ板、また燃やして電気を起こすなどの材質によっての利用方法とのことでした。60年以上たった木は、もっと売れなくなるとも言われました。県でもみんなで使おう埼玉の木として補助金を出しています。秩父地域でも秩父で育った森のフェンスという取り組みがされていますが、余り認知されていません。道の駅の木材チップのストーブは、有効に利用されて効果は上がっているのでしょうか。話題になっていませんが、実態としてどうだったのでしょうか。

さきの視察した会社の人から、林業の振興という大きな問題の解決にはほど遠いかもしれませんが、最初の一步、まずできることは選挙候補者ポスター掲示板を日本の杉材を利用したものを選択するように提案してくださいと言われました。日本の木材を利用していますというメッセージと、見える化による意識の醸成になると私も思いました。最少の経費ではなく、最大の効果のほうを優先していただきたい提案ですがどうでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員の質問1、横瀬町職員研修の実態についてに対する答弁を求めます。  
総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 要旨明細1、職員研修の実態について答弁をさせていただきます。

現在横瀬町役場に在職する正規職員、任期付職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、臨

時職員及び非常勤職員は、全て地方公務員法第3条第2項に規定する地方公務員の一般職であります。また、これら一般職に属する全ての公務員には、地方公務員法の規定が適用されます。参考までに、地方公務員の特別職については、法律に特別の定めがある場合を除き地方公務員法は適用されません。

要旨明細2の臨時職員等への地方公務員法などの研修でございますが、任期付職員には新採用の4月当初、正規職員と一緒に内部研修として各種講師養成研修を終了した正規職員が講師となり、地方自治法、地方公務員法、接遇について行っております。そのほか、職員服務規則、人権教育、セキュリティポリシー、財務会計についても行っております。任期付短時間勤務職員には、同日服務規則について行っております。臨時職員、非常勤職員には全体での研修は特に行っていませんが、各課において地方公務員法等研修を受講している正規職員がOJTとして任期付短時間勤務職員を含め、常時の勤務中に指導等を行うことで対応しております。

要旨明細3の初級研修ですが、現在では彩の国さいたま人づくり広域連合の新規採用職員研修として、正規職員を対象に4月に基本研修4日間、5月にステップアップ研修1日、10月に宿泊研修2日間に参加させております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 答弁ありがとうございました。

勤務時間中の研修ということなのですが、それで地方公務員としての自覚を十分に醸成できるというふうにお考えになるのか、課長さんにお聞きしたいと思います。

それから、今月の横瀬広報なのですが、職員の研修及び勤務成績の評定の状況ということで平成25年度のことが書いてあるのですが、外部研修が参加人員23名ということが書いてありました。23名というのは、内部研修というのは人権研修等ですので、人数がかなり多くなると思うのですが、外部研修で研修をしっかりするということが、時間はかかるし職員もいなくなるので、役場の組織の中では大変なことだと思いますが、しかし基礎基本というものをしっかり教えていただくことが役場の行政の中ではとても大切だと思いますので、町内での研修ではなくて町外での研修を充実していただきたいと考えているのですが、その点どうでしょうか。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁をお願いします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 任期付短時間職員と臨時職員、非常勤職員も一般職でありますけれども、先ほど申したOJTだけで十分かということに関しては、私も十分ではないと思います。ただ、やはりいろんな仕事の都合とかでそういうのに出て、正規職員と同じような研修というのはなかなか難しいのかなと思っております。それとあと、外部研修23名というのは、先ほど質問にあった初級者研修のほかにも、中堅職員とか、そういう方を地方自治法の講師養成研修、公務員法の養成研修とか、法制執務研修とかに送っている延べの人数だと考えております。

以上でございます。

○関根 修議長 再々質問ございますか。ないですか

○4番 大野伸恵議員 はい。

○関根 修議長 ないようですので、質問1を終了します。

次に、質問2、日本産木材の利用についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問事項2、要旨明細1について答弁をさせていただきます。

公職選挙法に規定するポスター掲示場設置の現状ですが、平成19年、平成23年執行の町長選挙、町議会議員選挙、県議会議員選挙では合板製品を設置し、平成19年から平成25年の間に執行の県知事選挙、衆議院、参議院選挙ではアルミ製品を設置しました。このポスター掲示場設置の発注に当たっては、特に材質は指定せず、取り扱い業者数社から見積書を徴し、選挙経費の総額を考えた上での見積額の安いところと契約をしている現状でございます。

また、今回の衆議院議員総選挙のように時間的余裕がない場合には、依頼から短時間で設置できるものであることが要件となります。さらに、ポスター掲示場の構造により、設置場所の確保についても考慮する必要がありますので、現時点では従来どおりの方法で実施していくことでいいのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○関根 修議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、要旨明細2、道の駅の木材チップのストーブの効果など、その実態はどうかということでございます。

ご質問のありました道の駅果樹公園あしがくぼの木材チップのストーブの効果の実態ということでございますけれども、このストーブは木質のペレットを燃料として燃焼させているもので、一般的にはペレットストーブというふうには呼ばれているのが現状でございます。木質ペレットというものにつきましては、森林の育成過程で生じる間伐材や製材工場などから発生する樹皮、木の皮、おがくず、端材など、再生可能な資源である木材を専用の工場乾燥、また砕粉、細かく砕いて圧力をかけて押し出して、直径6から10ミリ程度の長さ10から30ミリぐらいの円筒形のペレット状というのですかね、それは圧縮生成して取り扱いやすく加工したものでございます。

この木質ペレットの特徴としましては、この製材工程で発生する廃棄物として今まで処理していたものを今度は燃料として有効に活用が図れる。また、間伐材などを利用することによって森の再生を手助けすることができる。木質ペレットを燃やすときに出る二酸化炭素というものは、化石燃料の燃焼とは異なり、炭素循環の枠内というのですか、大気中の二酸化炭素を増加させることがないということなどから大変注目をされておられて、北欧とかそういうところでは古くから使われていたようでございます。ただ、日本では注目されたのが10年から20年以前ぐらいからということで、まだ開発の途上の段階であったのかなと思っております。そういう中で、芦ヶ久保の道の駅がオープンしたときに、やはり環境、地域農園、道の駅も木材をたくさん使っておりますので、そういうPR効果も含めまして、そういうものを導入ということでさせていただきました。

この木質ペレットを自動的に一定量燃焼室に機械的に運んで、そこで落として燃焼させるという構造のものでございますけれども、残念ながらその調子が悪く、木質ペレットが燃焼室へ行くときの運ぶ状況が詰まったり、まとまって落ちたりして火が消えてしまったり、あるいはまた発火するときに大きな音で、ボンというような音で発火をしたというようなことがございまして、数年メーカーと、また秩父農林振興センターさんも間に入っていただいて、いろいろ改良、修繕を行いました。そういうことで、利用させていただいたのですけれども、やはり時折火がボンというような形で発火をしたりするというので、お客様が食事をしたり、そういうことにそういう音がするというので、びっくりするというので、なかなか思うように使いこなせないということで、今は修繕をお願いしているのですけれども、なかなか修繕できないということで使用のほうは休んでいるのが実態でございます。

ただ、こういう循環型、環境に配慮するということは大変重要なことだと思います。ぜひこのペレットストーブが修繕できるのであれば修繕させていただき、また難しいようであれば、また違う方向で今後検討していければなというふうに考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 答弁ありがとうございました。

なかなかストーブなどについても、性能の関係で利用できない場合もあると思いますが、諦めずにいい方法がありましたら、大きな視野に立ってぜひやっていただきたいと思います。

ポスターの掲示板の関係なのですが、従来どおり行いたいということです。私のこの提案は最少の経費ではなく、最大の効果をお願いした提案ですので、その捉え方が役場の執行部の考え方と違うのかなというふうに思うのですけれども、最少の経費というのはすぐわかります。しかし、最大の効果というのがなかなかわからない状況がありまして、例えば建設業なんかの場合でも5,000万円横瀬町の業者に落ちたのと、秩父郡外の業者に落ちた場合では、例えば横瀬町に落ちた場合には横瀬町の業者に5,000万円、役場の元請の工事費が工事経歴書に載るわけです。そうしますと、横瀬町の建設業の施工高というのがそこで5,000万円上がるわけです。そして、その建設工事の元請の5,000万円が上がるということは、その建設業者の格付が少しよくなるという方向に流れているわけなのです。

例えばほかの例を挙げますと、店が商店がなくなったとしますと、では買い物難民に対してバスを出す、横瀬でもブコーさんバスや見守り、買い物の見守りみたいなのをやっていますけれども、そちらで例えば1,000万円かかるわけです。そうした場合、商店で商品をほかの安いところよりも100円高く買ったとしても、長い目で見ると1,000万円のバス代がなくなるというふうなこともありますので、難しい難しいというふうな発想でなくて、まず初めの一步として日本産木材の簡単なポスター掲示板を使うという意識の改革をお願いしたいと思っているのですけれども、その意識の改革みたいな考え方はどうでしょうか、お聞きいたします。

また、私は里山資本主義という本を読みまして、この中の岡山県の中島さんという方が書いているのですけれども、その方の講演を聞きましたら、日本人は木の使い方が下手になっているというのです、世界の中で。その話を聞いて衝撃を感じたのですが、まず経費一辺倒ではなくて、日本の木をまず初めの一步

として使っていただきたいという気持ちがあるのですが、その点どうでしょうか、再度お願いいたします。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 再質問にお答えさせていただきます。

私の考えでは、最少の経費で最大の効果というのは一対だと思っています。ただ金をいっぱい使ってやるのは誰でもできるということですが、最少の効果と最大の効果を一緒に考えているということですので、ですけれども、林業振興課、担当課のほうから地元産木材の利用促進依頼等もあることや合板関係組合からのポスター掲示場への地域材利用の検討依頼もあるようですので、その辺の調査だけはしてみたいと思っております。

以上でございます。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 最少経費の最大効果の中に木材の看板が入るかということ、なかなかそれは林業にとっては最大の効果なのでしょうけれども、効果というのはいろんな面でいろんなところで上げなくてはいけないと思うので、そういった中ですぐさま全てが木材というわけにはなかなかいかないと思います。日本の林業を考えるか、あるいは地域の林業を考えるか、あるいは横瀬町の林業を考えるかといういろんな中で、どういうものを選択するかということだと思います。日本の林業を考えれば、当然杉の木を使えば、大体が日本の林業のためになると思います。また、地域の林業については、地域の木材をどう認証したものを使うか、あるいは横瀬の木材を使うとしたら、横瀬町の供給状況、例えば横瀬の木材をどのような人が切って、どのような製材所で加工して、それを横瀬町あるいは横瀬の住民としてどんなものに使えるかということではないかというふうに思います。

また、今横瀬の木材を使うということに関しては、ある程度長い計画を立てていかないとなかなか難しいかなと。日本の林業と横瀬の林業を一緒に考えると、なかなかいろいろ矛盾が出てくると思います。そういった面で、例えば横瀬の林業を振興するとしたら、例えば何かつくるときに、では横瀬の木材を使おうと。では、そのためにはいつごろから切って、いつ製材して、それをどういう物品として保管して、それをどういうふうに入札の中で生かしていくかというような結構難しい問題があって、ある程度長期間計画を立てていかないと難しいかなというふうには思っています。ただ、今町有林も大体伐期が来たような町有林があったりしますので、製材所さんもまだまだ元気な製材所さんがいますので、あとは切る人をどのようなことでやるかということだと思います。

それから、ちょっと誤解を招かないように1つお願いしたいのは、今役場は多くは町の業者さんにやってもらおうということで一生懸命やっています。ただ、町の業者さんだけだと手持ちがいっぱいになって、不落等が大変発生して、今不落が発生していない状況です。そういった中で、横瀬の人も秩父のそういった業者さんに勤めている方もいるということで、できれば郡内からの業者さんにとってもらおうということでは考えていますが、もちろん町内優先ということで、いろんな小さい業者でも今一生懸命育てるような努力して入札に参加させています。そういったことで、そういった努力もちょっと見ていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○関根 修議長 再々質問ございますか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 ないようですので、4番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了します。



◎報告第5号の上程、説明、質疑

○関根 修議長 日程第5、報告第5号 横瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第5、報告第5号 横瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、横瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したものでございます。

なお、概要につきましては担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○関根 修議長 健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、報告第5号についてご説明いたします。

お配りしてありますA4、1枚物の横瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要をごらんください。1の背景でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項では、市町村長は都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成すると定めており、この規定に基づき行動計画を作成するものでございます。また、計画の内容につきましては、平成26年1月に策定された埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、秩父地域1市4町で統一した計画を作成しております。

2の目的としましては、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民の生活及び経済に及ぼす影響が最少となるよう体制を整備し、対策を強化することを目的とするものでございます。

ページ下段の対策の効果の概念図をごらんください。横軸は発生期からの時間を、縦軸には患者数や医療体制のキャパシティを、また実線は対策を行う場合、波線は対策を行った場合を示しております。感染拡大を抑え、流行のピークをおくらせることで、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保することができ、ピーク時の患者数を少なくできます。また、ピーク時の患者数等を少なくすることにより医療体制の強化が図れ、患者数等が医療提供のキャパシティを越えないようにすることで患者が適切な医療を受けることができます。適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らすことになるものでございます。

3の計画の基本としましては、さまざまな状況で対応できるよう対策の選択肢を未発生期から小康期ま

での6段階で示し、柔軟に対応し、政府や県の対策本部と連携し対策を総合的に推進します。また、政府対策本部長による緊急事態宣言時に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置を実施するものがございます。なお、対策の実施に当たって、基本的人権の尊重に留意した計画となっております。

4の対策のポイントでございますが、①の対策の実施体制から⑥の生活環境の保全、その他町民生活及び地域経済の安全に関する措置について、発生段階ごとの対応方法をとっております。裏面の発生段階ごとの対策の概要をごらんください。横軸に発生段階、縦軸は1から6までの対策を示し、対応方法を簡略にあらわしたものでございます。内容の説明につきましては割愛させていただきます。

次に、お手数ですが、行動計画をごらんください。厚い冊子でございます。裏表紙を1枚めくっていただきまして、38ページ、新型インフルエンザ等対策行動計画の記録をお開きください。(3)に行動計画策定までの記録を示してございます。この計画は保健所の指導のもとに、保健所、秩父郡内市町打ち合わせ、行動計画作業会議を行い、その後秩父郡市医師会との協議、会議、秩父郡市薬剤師会との協議、秩父保健所管内新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、専門的な知識を有する方や学識経験者の意見を聞き、パブリックコメントの実施を経て、本日議会への報告となりました。その後埼玉県知事への報告、広報よこぜ、町ホームページにより町民への周知をする予定でございます。

以上で説明を終わります。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

日程第5、報告第5号 新型インフルエンザ等対策行動計画については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第6、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第6、議案第50号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、衆議院議員総選挙に伴い、緊急に平成26年度横瀬町一般会計予算を補正する必要が生じ、平成26年11月25日、平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

以上、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げましたが、細部につきましては各担当から説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い、休憩をして担当課長より細部について説明させます。  
暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時48分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第6、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第50号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第7、議案第51号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第7、議案第51号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明させます。

保育所長兼児童館長。

〔小泉明彦保育所長兼児童館長登壇〕

○小泉明彦保育所長兼児童館長 議案第51号の横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

配付いたしました説明資料をごらんいただければと思います。説明を始める前に、申しわけありません、1つ訂正をお願いしたいと思いますが、2の条例の内容の第1条のところでございますが、「この条例は」の後、児童福祉法34条とありますが、「第」が抜けておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。説明資料のほうでございます。

では、説明資料に従いましてご説明いたします。1の制定の経緯でございますが、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定するものです。

2の条例の内容でございますが、第1条は、この条例は児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする趣旨を規定するものです。

第2条は、この条例で定める基準は放課後児童健全育成事業を利用している児童が明るくて衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを保障する旨を規定するものです。

第3条、町長は放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう勧告できること及び最低基準を常に向上させるように努める旨を規定するものです。

第4条は、放課後健全育成事業者は最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないこと及び最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない旨を規定するものです。

第5条、放課後児童健全育成事業における支援のあり方やその支援を行う者及び事業を行う場所の構造設備に関する一般原則を規定するものです。

第6条は、放課後児童健全育成事業者が行う非常災害対策を規定するものです。

第7条は、放課後児童健全育成事業において、利用者の支援に従事する職員の一般的要件を規定するものです。

第8条は、放課後児童健全育成事業者の職員は、知識及び技能の向上等に努めなければならないが、放課後児童健全育成事業者はそのための研修の機会を確保しなければならない旨を規定するものです。

第9条は、放課後児童健全育成事業所の設備の基準を規定するものです。

裏面をごらんいただきたいと思います。第10条でございますが、放課後児童支援員の配置人数及び資格の要件並びに支援の単位の適正規模を規定するものです。

第11条は、放課後児童健全育成事業者が利用者によって差別的な取り扱いをしてはならない旨を規定するものです。

第12条、放課後児童健全育成事業者の職員の虐待等の行為の禁止についてを規定するものです。

第13条は、放課後児童健全育成事業者の衛生管理、感染症等の発生や蔓延の防止等の措置を講じなければならない旨を規定するものです。

第14条でございますが、放課後児童健全育成事業者が定めなければならない運営規程の事項について規定するものです。

第15条でございますが、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿についてを規定するものでございます。

第16条でございます。放課後児童健全育成事業者の職員の秘密保持に関する責務及び放課後児童健全育成事業者が秘密保持に関する措置を講じなければならない旨を規定するものです。

第18条でございますが、放課後児童健全育成事業所の開所時間及び日数についてを規定するものです。

第19条でございますが、放課後児童健全育成事業者と利用者の保護者との密接な連絡の必要性を規定するものでございます。

第20条でございます。放課後児童健全育成事業者と町等の関係機関との連携についてを規定するものでございます。

第21条でございます。放課後児童健全育成事業者の事故発生時の対応及び支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償について規定するものでございます。

附則でございます。附則第1項は、この条例の施行期日を規定したものでございます。第2項につきましては、放課後児童支援員が都道府県知事が行う研修をこれから受講するための経過措置を規定したものでございます。

以上でございます。

○関根 修議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第51号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を求めます。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで本休憩といたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第8、議案第52号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第8、議案第52号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明させます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 議案第52号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をさせていただきます。なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。主に説明資料を中心に説明させていただきます。

初めに、2014人事院勧告の骨子について説明をさせていただきますが、1つは月例給、ボーナスともに7年ぶりの引き上げとなっており、2つ目は俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しとなっております。

1つ目の月例給については、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら、俸給表の水準を引き上げとしています。ボーナスについては、直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数の比較により0.15カ月引き上げ、勤務実情に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分としています。また、交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げとしています。

2つ目の給与制度の総合的見直しについては、地域間、世代間の給与配分の見直しとして、全国共通に適用される俸給表水準を民間賃金水準の低い地域の官民格差を踏まえて、平均2%引き下げ等や職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定として、臨時緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給等としています。

次に、今回の一部改正ですが、この人事院勧告の骨子1に基づく、国家公務員の給与改定及び埼玉県職員給与改定に準じ、横瀬町職員の給与に関する条例中、通勤手当、勤勉手当及び給料表について改正するものであります。なお、勧告の骨子2に基づく給料表の引き下げ等については、3月定例会に提出させていただきたいと考えております。

次に、各条項ごとの詳細を説明させていただきます。第9条の3第2項第2号は、自動車、その他の交通用具を使用することを条例とする職員の通勤手当の規定ですが、使用距離が片道5キロメートル以上に

つき、100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

第16条の7第2項第1号及び第2号は勤勉手当の規定ですが、勤勉手当額の限度額を算出する月数を正職員につき100分の67.5を100分の82.5とし、任期つき職員及び再任用職員につき100分の32.5を100分の37.5とし、それぞれ0.15カ月、0.05カ月引き上げるものでございます。

附則の7は、55歳以上の職務給が6級で最低号給でない者について、月額給料等減額適用される間の勤勉手当限度額の減額規定ですが、減額分を算出するための勤勉手当減額対象額に乘じる係数につき、100分の1.0125を100分の1.2375とし、月額給料等を減額後が最低号給に達しない場合の減額分を算出するための勤勉手当減額基準額に乘じる係数につき、100分の65を100分の82.5にするものでございます。

別表は、職務給1級については、全号給2,000円から1,200円の引き上げ。2級については92号給まで1,900円から100円の引き上げ、93号給以上据え置き。3級については、68号給まで1,700円から100円の引き上げ、69号給以上据え置き。4級については、51号給まで1,600円から100円の引き上げ、52号給から93号給まで据え置き、94号給以上削除。5級については、43号給まで1,500円から100円の引き上げ、44号給以上据え置き。6級については、35号給まで1,500円から100円の引き上げ、36号給以上据え置きとするものでございます。

附則第1項、第2項は、改正条例を公布の日から施行し、給料表については平成26年4月1日から、勤勉手当については平成26年12月1日から遡及適用するものでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 通勤手当について2つ伺います。

まず、通勤の距離の一番遠い人は大体何キロぐらいなのかということが1つ、もう一つはこの改正によって増額分の総額はどのくらいになるのか、以上2点お伺いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 質問にお答えさせていただきます。

遠い人ですけれども、キロ数はちょっとはつきりしませんが、長瀬町から通っている人がいますので、そこだと思います。

それと増額の総額ですけれども、次の補正予算に出てきますけれども、給与改定に伴う増減分が133万8,000円、それと手当のほうで制度改正に伴う増減分が815万8,000円でございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第 8、議案第 52 号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第 52 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第 9、議案第 53 号 平成 26 年度横瀬町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第 9、議案第 53 号 平成 26 年度横瀬町一般会計補正予算（第 5 号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について、また債務負担行為について行うものです。この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,015 万 3,000 円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 7,483 万 7,000 円とするものであります。

主な内容を申し上げます。歳出におきましては、人事院勧告に基づく給与改定等を行うため、各費目全般にわたり人件費を調整し、それぞれ増額計上いたしました。民生費では、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金を増額し、衛生費では水道事業会計補助等事業の水道拡張事業に対する補助金を増額しております。歳入におきましては、地方交付税や国、県支出金はそれぞれ交付額が決定したことによりまして、増額または減額計上したものであります。

以上、平成 26 年度一般会計補正予算（第 5 号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては各担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い、休憩をして担当課長より細部について説明させます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 1 0 分

再開 午後 1 時 3 2 分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** では、超過勤務手当1点なのですが、12ページ、13ページ、20ページにそれぞれある超過勤務手当なのですが、例えば10ページの総務費の時間外勤務手当19万6,000円の当初予算に対して時間外勤務手当が73万円、全て金額が当初予算と比べますとかなり多くなっております。その原因、特別な理由があるのかを教えてくださいたいと思います。

そして、時間外勤務手当、平成25年度は1,124万8,000円という報告がありました。今年度は、1,682万3,000円の合計になっているようです。かなり上がっているわけですが、それについては時間外勤務手当についてどのように考えているのか、例えば代休という制度はどうなったのかとか、あと人員の配置がちょっとおかしいのか、それとも業務量がかなり多くなってしまっているのか、どういうふうにお考えなのでしょうか、教えてくださいたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 大野議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

10ページの総務費の職員給与費を例にしてお話しさせていただきます。今回の時間外勤務手当の増額補正ですけれども、先ほどちょっと説明させていただきました給与改定に基づく、これは遡及適用を4月にしますので、そこからの時間外勤務手当も全部計算し直して支払うようになります。それともう一つは、お話にも出たようにやはり業務量の増ということで、総務費に関しましては年末調整とか人事異動等の事務がやっぱり多くて、どうしても時間外でやらないと間に合わないということで、二通りの理由によりまして増額補正するものでございます。

それと代休の関係ですけれども、一応横瀬役場としましては週休日、あとは祝祭日の勤務に関しましては、正規の時間8時半から5時15分までは週休日の振りかえ、代休という制度をお願いしております。それ以外の時間に関しましては、管理職を除いた者は時間外勤務手当を支払うということでございます。それと、先ほど申しましたように、いろんなところでやはり業務が多くなっているということで、かなり超勤が多くなっているということを理解しております。それと業務量に関しましては、先ほど説明したとおりでございます。

以上です。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 関連なのですが、そうしますと業務量が多くなったというのと、あと配置に

ついても先ほど聞いたのですが、職員の配置がちょっと不適合になっているというのですか、現状に合っていないというふうな把握はどのようなのでしょうか。お願いいたします。

○**関根 修議長** 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 再質問にお答えさせていただきます。

配置が不適合というのは、なかなか難しい問題ですけれども、やはり人間を2で割ったり半分にしたりできないので、なかなか難しいそうでありますけれども、やはり各課によってはかなり地方分権等で事務移譲とか、町の新しい業務とかいろんなことがありますので、その辺を対応するためにどうしても時間外勤務ということをしざるを得ないということでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第53号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時47分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第10、議案第54号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第10、議案第54号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463万4,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,685万3,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては共同事業拠出金や前年度の国、県の負担金などに係る返還金を増額計上しております。また、予備費を減額いたしました。

次に歳入であります。療養給付費交付金などは交付決定により増額し、諸収入についても増額計上しております。

以上、平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時53分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第54号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第11、議案第55号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第11、議案第55号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,159万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,495万2,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては保険給付費を支払い実績により増額計上し、給与改定により人件費を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、諸事業の実施に伴い交付される交付金等をそれぞれ増額計上し、繰入金を増額計上いたしました。

以上、平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時59分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたり願います。

なお、質疑の際はページをお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第55号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第12、議案第56号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第12、議案第56号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万1,000円を増額し、今年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,529万3,000円とするものであります。この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては給与改定により人件費などを増額しており、これに伴い歳入においては一般会計繰入金を増額計上いたしました。

以上、平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明させます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時03分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第56号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第13、議案第57号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第13、議案第57号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万2,000円を増額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ4,849万4,000円とするものであります。

この補正予算の内容でございますが、歳出におきましては給与改定により人件費を増額計上しており、これに伴い歳入においては一般会計繰入金を増額計上いたしました。

以上、平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明させます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第57号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第14、議案第58号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第14、議案第58号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

今回の補正予算は、職員の給与改定により各費目にわたり人件費を調整して、それぞれ増額計上いたしました。

まず、収益的収入及び支出でございますが、既決予定額に収入、支出それぞれ1,070万3,000円を増額し、本年度予算総額を収入、支出それぞれ2億5,905万2,000円とするものであります。

主な内容について申し上げますと、支出におきましては給与改定により人件費を増額し、水道拡張事業により固定資産除却費や企業債利息を増額計上いたしました。収入では、一般会計からの補助金を増額計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的支出につきましては人件費や水道拡張事業により企業債償還金等415万1,000円を増額し、本年度支出総額を3億644万4,000円とするものでございます。資本的収入ですが、一般会計からの補助金171万円を増額し、本年度収入総額を1億720万1,000円とするものでございます。

なお、資本的収入額と資本的支出額に対し不足する額1億9,924万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

以上、平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明させます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時15分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 1点教えていただきたいのですが、一般会計補助金のほうで987万7,000円で繰上償還に伴うというご説明いただきました。これは、費用のほうで企業債利息は155万円、配水管等の固定資産除却費が843万9,000円ということで出ていますが、これは何年の償還を残しての特別繰上償還なのでしょうか、教えてください。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○**町田文利上下水道課長** ただいまの大野議員さんのご質問にお答えいたします。

これは、旧中井浄水場からの配水管についての借り入れになってございます。旧中井浄水場からの配水管というのは、以前は老朽化によりましてたびたび漏水が発生をして断水等を起こしておりましたために、これは平成19年度に新たに配水管の布設替実施をいたしました。これについて事業費は起債で借り入れをしております。起債の償還については、たしか28年から30年でやっていると思います。

その後平成21年度に簡易水道事業統合計画を策定をいたしまして、平成23年度横瀬町水道事業、現在行

っております第5期拡張の認可を受けて、平成24年から実施をしております。これによりまして、新しい中井浄水場からの配水管は現在耐震性のある大口径の配水管を布設したことによりまして、平成19年度に布設した旧中井浄水場からの配水管が不要となりました。これについて、ことし平成26年度に第5期の拡張工事が完了することから、この部分について固定資産から除却をして、起債も繰上償還をするということになりました。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第58号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第15、議案第59号 町道の路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第15、議案第59号 町道の路線の変更についてであります。町道の路線を変更したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしく願います。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長により細部について説明させます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** それでは、議案第59号 町道の路線の変更について細部説明をさせていただきたいと思っております。

配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。この3167号線は、宇根8区の八坂神社から3146号線を兎沢方面に下り、兎沢を渡り切ったところが起点になっております。この起点より青色の実線で示させていただいたとおり、横瀬駅方面に進み、横瀬駅南側を東西に走る町道3179号線に接続するまでの路線であります。議員の皆様もご存じのように、今回の3167号線改築工事は国庫対象事業として平成24年度から平成26年度まで3年間の事業期間を要して進められている事業でございます。工事場所は東林寺下の3166号線接道付近から着手し、横瀬駅方面に向かい、町道114号線に接続するまでの間の工事でございます。

この3167号線の改築工事が完了いたしますと、参考資料に路線を示させていただきましたとおり、終点に近いエリアにおいて路線の変更を伴うことになるため、今回町道の路線変更に関し、議会の皆様にご承諾をいただくということでございます。

青の実線で示したものが現在の認定路線であります。また、赤の実線が一部路線変更に伴う新たな認定路線として承認をお願いするものでございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○関根 修議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第59号 町道の路線の変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第16、議案第60号 町道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第16、議案第60号 町道の路線の認定についてであります。町道の路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明させます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 それでは、議案第60号 横瀬町道の認定について細部説明をさせていただきます。お配りいたしました資料をまたごらんいただきたいと思います。

先ほどの町道3167号線の路線変更について承諾をいただいたわけですが、この3167号線の路線変更に伴い、資料において緑の実線で示してございますが、終点に近い部分の約80メートルが認定から外れ、認定外道路の扱いになるということになります。しかし、この区間は町民はもとより、特にシバザクラの時期等におきましては横瀬駅を利用する多くの人々がこの道を利用している現状にあります。この約80メートルの路線に対し、新たに町道3471号線として認定させていただき、認定道路として今後も引き続き管理をしていけるようお願いするものでございます。

以上でございます。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第60号 町道の路線の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○関根 修議長 日程第17、請願第2号 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願についてを議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 請願第2号につきまして説明させていただきます。

件名は、国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願であります。

請願の趣旨につきましては、

- 1、福島原発事故の原因究明・収束の見通しが立たず、地震や津波の危険がある以上、原発に依存したエネルギー政策からの転換を図るとともに、再生可能エネルギーを基本とした政策に基づき、雇用創出に取り組むこと。
- 2、原発事故の収束作業を担う作業員の健康管理について責任を持つこと。
- 3、すべての国民が根をおろしたその土地で、家族や地域の人々とともに安心して暮らせるという当たり前の生活を、未来にわたり実現していくことについての意見書を国に提出して下さい。

ということであります。

請願者は、南相馬市の出身の方で、現在まだお兄様は福島県の仮設住宅、その他のご家族、親戚の方は宮城県の避難生活をしている方からの請願であります。

以上、委員会にて審議していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○関根 修議長 紹介議員の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

2番、新井鼓次郎議員。

○2番 新井鼓次郎議員 1点だけお伺いしたいのですが、再生可能エネルギーを基本とした政策に基づきやられるということで、これは何となくわかるのですが、最後のところで、再生可能エネルギーについての定義をもう少し詳しく教えていただければと思うのですが、再生可能ということであるならば、太陽光とかのものを使うというようなイメージがあるのですが、逆にこの意味からして石炭や石油は使わないというような趣旨でよろしいのでしょうか。

○関根 修議長 4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 質問というのでしょうか、お答えします。

横瀬町議会会議規則第88条は、請願の委員会付託ということで決まっております。請願書の写しの配付とともに請願を所管の常任委員会または議会運営委員会に付託するというので、この議会の会議規則どおり委員会に付託していただいて、委員会で十分に検討していただければと思っています。

以上です。

○関根 修議長 一応質疑があって、それで本願の取り扱いについてご意見を賜るということなので、一応質問には答えていただくという。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 住民からの請願というものに対しては、議会では委員会にすぐ付託して、その委員会で審議していただくというふうに議会会議規則で決まっておりますので、委員会のほうで審議していただいたときにいろいろ質問していただければ、紹介者として十分説明したいと思っておりますので、会議規則にのっとった運用をお願いしたいと思います。

○関根 修議長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時30分

○関根 修議長 再開いたします。

それでは、次回からそういうことになると思いますけれども、委員会で説明者を呼んで質疑をしていただくということになりますので、委員会の委員長さんが招集していただくということでよろしく願いいたします。

ここでお諮りいたします。ただいまご発言が……どうしますか、取り扱いをどのようにしましょうか。

〔「休憩してください」と言う人あり〕

○関根 修議長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時37分

○関根 修議長 再開いたします。

本人が答えないわけですから、一応どのように本請願を取り扱いますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 そのときには、やはりこれは内容が内容なので、委員会に付託して審議して、また本会議にかけていただくということだったと思うのです。

○関根 修議長 だから、委員会付託ということですね。

○11番 若林新一郎議員 はい、だから委員会付託ということでいいのではないかと思います。

○関根 修議長 ここでお諮りいたします。ただいまご発言がありましたように、この請願第2号については、これは所管の委員会、今産業建設というお話ですが、に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時49分

〔議長、副議長と交代〕

○新井鼓次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○新井鼓次郎副議長 関根修議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第18として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第18として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議長の辞職について

○新井鼓次郎副議長 追加日程第18、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番、関根修議員の退場を求めます。

〔9番 関根 修議員退場〕

○新井鼓次郎副議長 それでは、事務局長をして辞職願を朗読させます。

○町田 勉事務局長 それでは、朗読させていただきます。

辞 職 願

このたび一身上の都合により議長の職を辞したいので、許可されるよう願います。

平成26年12月9日

横瀬町議会議長 関 根 修

横瀬町議会副議長 新 井 鼓次郎 様

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 ここでお諮りいたします。

議長より提出されました議長辞職願の取り扱いについて発言を求めます。

7番、町田勇佐久議員。

○7番 町田勇佐久議員 受理すべきだと思います。新しい議長さんの選出をお願いします。

○新井鼓次郎副議長 ただいま7番、町田勇佐久議員からご意見がございましたが、他にご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 お諮りいたします。

ただいまの発言にありましたように、関根修議長の議長辞職を願いどおり許可することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎副議長 異議なしと認めます。

よって、関根修議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

9番、関根修議員の入場を求めます。

〔9番 関根 修議員入場〕

---

◇

◎日程の追加

○新井鼓次郎副議長 ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第19として、直ちに選挙を行いたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第19として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

---

◇

◎議長の選挙

○新井鼓次郎副議長 追加日程第19、選挙第2号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推選による方法がございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 投票でお願いいたします。

○新井鼓次郎副議長 ただいま3番、内藤純夫議員から投票でお願いしたいという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

これより議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○新井鼓次郎副議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、副議長より指名いたします。

5番 若 林 想一郎 議員

7番 町 田 勇佐久 議員

8番 若 林 スミ子 議員

以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○新井鼓次郎副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○新井鼓次郎副議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○新井鼓次郎副議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

若林想一郎議員、町田勇佐久議員、若林スミ子議員に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○新井鼓次郎副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

投票総数のうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

若林 新一郎 議員 7票

若林 想一郎 議員 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、7票を獲得した11番、若林新一郎議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○新井鼓次郎副議長 ただいま議長に当選されました11番、若林新一郎議員が議長におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

◇

◎議長就任のあいさつ

○新井鼓次郎副議長 ただいま議長に当選されました11番、若林新一郎議員に議長就任のごあいさつをお願いいたします。

11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○若林新一郎議長 ただいま選挙でご推挙いただきまして、議長に当選させていただきました。大変光栄に存じます。任期は、前議長の関根さんの残任期間でございます。この間、ただいま衆議院の選挙行われていますけれども、来年の町長の選挙、そして4月の県議会議員、あとは皆さんの町会議員の選挙が立て続けに行われます。そういった中で、大変そわそわするようなことが続くと思っておりますけれども、当議会におきましては、議員そして議会とが執行部の皆さんとしっかりと議会の運営を図っていきたく思いますので、ひとつよろしくご協力をお願いいたします。執行部の皆さんにもよろしくお願いいたします。

以上です。

○新井鼓次郎副議長 議長就任のあいさつを終わります。

議員各位のご協力によりまして、無事に議長の選出ができました。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時10分

〔若林新一郎議長、議長席に着く〕

○若林新一郎議長 お許しをいただきまして、議長席につかさせていただきます。会議を続行いたします。

---

◇

◎前議長退任のあいさつ

○若林新一郎議長 それでは、ここで今まで議会運営にご尽力をいただきました前議長、関根修議員に議長退任のごあいさつを賜りたいと思います。

9番、関根修議員。

〔9番 関根 修議員登壇〕

○9番 関根 修議員 本日退任ということで、私の都合で退任することをお許しいただきたいと思っております。

1年半、長きにわたり大変長い感じがしております。県の議長会の会長ということで全国会のほうに出たりということで、本来の議長職がなかなか全うできなかったかもしれないので、その辺はちょっと残念であります。議会改革いろいろありますが、皆さん個々の議員が受けとめていただいて、ぜひよりよい議

会にさせていただきたいと思います。

結びに、初めに控室に入ったときに、あそこの掲額というのですか、談笑決事という言葉があります。談笑決事、なかなか難しいですけども、議会人として、事が決まった後は和やかに事を行うということだと思いますので、ぜひそういう精神を持ってこれからも私自問自答して行いたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願いいたしたいと思います。

本当に1年半ありがとうございました。

○若林新一郎議長 以上で議長退任のあいさつを終わります。

---

◇

◎日程の追加

○若林新一郎議長 ここでお諮りいたします。

秩父広域市町村圏組合の富田能成議員から辞職願が提出されました。これを受理いたしまして、その後任を選任していただきたいと思います。

お諮りいたします。この際、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第20として、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第20として、直ちに選挙を行うことを決定いたしました。

---

◇

◎秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○若林新一郎議長 追加日程第20、選挙第3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦による方法がございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 投票でお願いいたします。

○若林新一郎議長 ただいま3番、内藤純夫議員から投票でお願いしたいという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

これより秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○若林新一郎議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、議長より指名いたします。

3 番 内 藤 純 夫 議員

4 番 大 野 伸 惠 議員

9 番 関 根 修 議員

以上 3 名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○若林新一郎議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○若林新一郎議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○若林新一郎議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

内藤純夫議員、大野伸惠議員、関根修議員に開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○若林新一郎議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 2 票

投票総数のうち

有効投票 1 2 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

町 田 勇佐久 議員 7 票

大 野 伸 惠 議員 5 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、7 票を獲得した町田勇佐久議員が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○若林新一郎議長 ただいま秩父広域市町村圏組合議員に当選されました町田勇佐久議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員就任のあいさつ

○若林新一郎議長 それでは、ここで当選されました町田勇佐久議員のごあいさつをお願いいたします。

〔7番 町田勇佐久議員登壇〕

○7番 町田勇佐久議員 ただいまは秩父広域の議員として選出をいただき、ありがとうございました。きょうの報告にもありましたように、新火葬場の建設、ここ十年来の願いであったわけですが、やっと実現の見通しになってきたわけでございます。私も残された期間が非常に短いのですが、全力を挙げてこの広域のために頑張りたいと思いますので、よろしくご支援のほどお願いいたします。ありがとうございました。

○若林新一郎議長 町田勇佐久議員のあいさつを終わります。



◎町長あいさつ

○若林新一郎議長 ここで町長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 ただいま議長及び秩父広域市町村圏組合議会議員が決定をされ、新しい体制が整いましたことを心からお喜びを申し上げます。

新体制のもと、積極的な議会活動が展開されるものご期待を申し上げます。退任をなされました関根前議長におかれましては、その手腕を遺憾なく発揮され、円滑な議会運営にご尽力をいただきましたことを御礼を申し上げます。

また、新たに就任をされました若林議長さんにおかれましては、常日ごろから町政発展のためにご活躍をされておる方でございます。今後の議会運営にも十分お力を発揮されますことを心からご期待を申し上げますとともに、執行部に対しましても一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、お祝いのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○若林新一郎議長 以上で、町長のあいさつを終わります。



◎閉会中の継続審査の申し出

○若林新一郎議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

---

○若林新一郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

---



#### ◎閉会の宣告

○若林新一郎議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成26年第6回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 若 林 新 一 郎

前 議 長 関 根 修

副 議 長 新 井 鼓 次 郎

署 名 議 員 赤 岩 森 夫

署 名 議 員 町 田 勇 佐 久

署 名 議 員 若 林 ス ミ 子